

【論説】

蜂ノ巣城闘争再考

——土地収用法の適用による地域社会の意味変容

熊本大学大学院社会文化科学教育部博士前期課程 2 年

松田 小雪

1. はじめに

本稿で取り上げる「蜂ノ巣城闘争」は、1957 年に策定された「筑後川治水基本計画」に基づく下笠・松原ダムの建設に際して生じた、戦後最大¹のダム反対闘争である。両ダムの建設は、九州最大の一級河川である筑後川上流において、熊本県と大分県の両県にまたがる形で計画された。林業や農業を行って暮らしを営んできた地域の人々は、この計画に対して、地元の有力者であった室原知幸氏²を中心に、下笠ダム建設予定地の右岸（熊本県側）に「蜂ノ巣城」と呼ばれた巨大な砦を築き、数年間にわたるダム反対闘争を展開した。山腹に築き上げた砦に立て籠もるという異様な闘いは多くの人々の耳目を引きつけたため、このダム建設問題は、地元民による公権力に対する闘争という側面に視線が集中することになった。しかし、あまりにこの側面に注目が集まりすぎたために見過ごされてきた問題があるのではないか、この闘いの側面は果たしてそれだけだったのか、とりわけダム建設における法の適用が地域社会に及ぼす具体的作用について検討すべき課題が残ったままではないだろうか、これが本稿

¹ この闘争の「戦後最大」という位置づけについては、例えば、高橋（2008）による「第 2 次世界大戦後、最大の住民抵抗は、1953 年 6 月の筑後川大洪水への抜本的治水対策の一環として、1957 年建設省により、筑後川上流に計画された下笠・松原ダム計画への反対運動である。」という言及がある（高橋、2008：273）。

² 本稿では、闘争の当事者である室原知幸氏に関しては、その当事者性に鑑み、引用文献の著者とは異なり、室原氏に関してのみ敬称を付けた形で以下記述する。

の問題意識である。

そこで先行研究から見ていこう。従来この闘争は、その後のダム建設に関する制度や法改正に影響を与えた重要なものとして位置付けられてきた。天野（2001）は、この闘争の経験が、建設省に対して、河川法および土地収用法改正の必要性を痛感させ、開発のための法整備のきっかけとなったことを指摘する。帯谷（2004）もまた、闘争の「学習効果」は河川法改正に生かされ、河川行政の中央集権化を強く押し進めることとなったと言及している。一方、高橋（2012）は、ダム建設により犠牲になる水源地域に対して、十分な対策が取られる必要があることを明らかにした事例として取り上げており、梶原（2021）もまた、この闘争はその後の水源地域対策特別措置法の導入に繋がったことを指摘している。その他にも、この闘争が当時の補償制度の不備から生じたものであることを指摘した華山（1969）や、筑後川全体の水資源開発事業における位置づけを論じた陣内（1981）がある³。これらの研究は蜂ノ巣城闘争の影響を多様な観点から指摘したものであり、そこに共通しているのは、後の制度や法改正に繋がるほど、地元の抵抗は強力であったという側面である。そして、この強力な抵抗が成り立たなくなる闘争の歴史的出来事として位置付けられるのが、1960年に室原氏によって提起された「事業認定無効確認訴訟」である⁴。

この訴訟について詳細な検討を行っているのが、下笠・松原ダム問題研究会編（1972）である。これは、下笠ダム建設において生じた問題について、この闘争で争われた訴訟を中心に考察したものであり、下笠ダム問題あるいは蜂ノ巣城闘争に関する研究の代表的なものである。その姉妹本として刊行された、関西大学下笠・松原ダム総合学術調査団編（1983）においてもまた、この訴訟についての考察がなされている。これらの研究は、この闘争の「公権 vs 私権」という対立構図に注目し、公共事業を円滑に進めるための私権の制限に当たって、

³ また、この闘争に関しては、ノンフィクション作家である松下竜一の書いた『砦に拠る』がつとに有名であるが、それはこの闘争の中心人物である室原氏に注目して書かれたものであり、闘争の国家権力との対決の側面を強調したものとなっている。

⁴ 下笠ダム建設における一連の出来事については巻末の別表①を参照。

行政手続きの問題や法の不備が存在したことが、この闘争における中心的問題であると指摘する。では、これらの研究が指摘する、下笠ダム建設における最大の問題とは何であったか。この問題こそが、「事業認定無効確認訴訟」で争点のひとつとなった、土地収用法に基づく事業認定が、特定多目的ダム法の基本計画を欠いた状態で行われたという点である。これについては、判決の詳細な検討及び議論が行われており、ダム建設にあたっての行政手続きの問題が繰り返し指摘されている。

このように、先行研究において、下笠ダム問題の中心と位置付けられるのが「事業認定無効確認訴訟」である。この裁判での国勝訴の判決により事業認定が確定したことが、地元民の抵抗を困難にし、その後のダム建設を大きく前進せたとされており、このような捉え方が、この闘争に関する研究上のスタンダードをなしている。この闘争における判決の影響を否定することはできないが、しかしながら、訴訟の果たした役割が重視されることにより、この闘争の問題は事業認定の手続きの過程で生じた問題へと、あまりに狭い見方へと収斂していったのではないだろうか。それにより、この闘争の重要な側面が見落とされてきたのではないだろうか。本稿の問題意識はここにある。

では、その重要な側面とは何か。それは、ダム建設のための法の適用とともに生じる地域社会の意味変容である。すなわち、生活空間であった地域社会から、「生活」の部分が削ぎ落とされ、人々にとって疎遠なものへと変容していく、その過程である。それは、従来指摘されてきた、土地収用法の適用における行政手続きの不備とは異なり、この法が生活空間にどのような作用をもたらすかという問題である。下笠ダム建設においてなされた河川予定地制限令及び土地収用法の適用は、事業認定無効確認訴訟の国勝訴の判決以前から、生活空間に意味変容をもたらしており、この過程こそが、蜂ノ巣城闘争の抵抗の基盤を奪っていったのではないかという問題である。

ダム建設において、開発対象とされたその場所には、地域社会が長い年月をかけて築いてきた生活空間が存在した。その場所は、人々の生活基盤としての意味をもち、彼らの生存に欠かすことのできない、代替不可能な性質を有する

ものであった。このような場所の有する重要な意味について、関西大学学術調査団のひとりである神谷は、「耕地、山林などの不動産に生活を託してきた農民にとって、それを喪失することは危機感をいやが上にも増すことになる。彼らの生活経験なり、生産技術なりが耕地、山林と不離の関係のもとに培養され、蓄積されてきたものであって、それから切り離されて持ち運びや移動に耐ええない性質のものであることを銘記しなければならない。」（関西大学下笠・松原ダム総合学術調査団編、1983：316）と指摘し、人々の生活とその場所とは「切り離されて持ち運びや移動に耐ええない」一体不可分な関係にあることを強調している。

しかしながら、ダム建設のための法の空間が展開する中で、人々にとって代替不可能な性質を有したその場所には、新たに開発対象としての意味が与えられ、生活空間は、開発目的に即した空間へと作りかえられていく。蜂ノ巣城闘争において生じたのは、まさにこの、地域社会における場所の意味の対立であった。そして、地元民による反対運動が盛り上がる一方で、その背後では、その場所の生活基盤としての意味は次々と削ぎ落とされ、そこに暮らす人々は、気づけば彼らの抵抗の基盤を失ってしまうのである。

このような過程において特に強力な作用をもたらすのが、土地収用法の適用である。しかしながら、これまでの研究においては、土地収用法の適用が、地域の生活空間をどのように変容させていくかという点に関する十分な考察がなされていない⁵。先に指摘したように、従来の研究において、ダム建設の行方を左右した出来事として、事業認定無効確認訴訟における国の勝訴が指摘されているが、ダム建設のための空間の意味変容はその後にはじまったのではなく、この時すでに生活空間から人々の暮らしの要素を切り離す動きが生じていたので

⁵ 先程引用した神谷の論文では、下笠ダム建設について、山村地域の人々とその場所との一体性を切り崩す、「生活上の死の宣告」であると述べられている。だが、生活基盤としての場所の重要性を指摘する一方で、氏の議論の中心は補償のあり方へと移り、地域社会から場所が奪われるという出来事が、集団移転方式という補償の方法によって解決されたと捉えられている。そこでは、生活空間がダム建設目的に即した空間へと作りかえられていく過程そのものについての考察はなされていないのである。

ある。本稿が注目するのは、まさにこの、ダム建設における法の適用によって生じる、地域社会が暮らしの実態を喪失し、その意味を変容させていく過程である。そこで展開される「場所の意味を巡る対立」という側面こそが、蜂ノ巣城闘争における「公権 vs 私権」という対立構図や、建設省と地元民との直接対決といった側面に注目していたのでは見えてこない、この闘争の重要な側面ではないだろうか。そして、これを明らかにすることで、この闘争の敗北が意味する、ダム建設が地域社会にもたらす問題の本質に迫ることができのではないか。

法の具体的作用を論じるにあたって、まずは、ダム建設以前の地域社会の様子について考察することから始める。以下では、従来の先行研究では使用されていない、小国町水没移転者を中心に作成された『望郷の誌』及び『下笠・松原ダム水没者 蓬萊団地移住 50 周年記念祭 記念誌』を使って、ダム建設予定地とされたその場所が地域の人々の生活基盤として重要な意味を有していた側面を明らかにする。

2. 下笠・松原ダム建設以前の地域社会

下笠・松原ダムは、筑後川の氾濫を防ぐべく計画されたものである。筑後川はその上流の日田市付近で大山川と玖珠川に分かれており、そのうち、筑後川の本流とされている大山川を遡って行くと、熊本県の小国町の方から流れてくる杖立川と、大分県の中津江村の方から流れてくる津江川が合流するのが見える。この合流地点の少し手前につくられたのが松原ダムである。そして、津江川を上って行った先の、松原ダムから 4~5 キロほど離れた場所につくられたのが下笠ダムである。この、津江川の流域が蜂ノ巣城闘争の舞台となった場所である。

かつての津江川は、ぐねぐねと蛇行しながら流れており、その入り組んだ地形に沿って水没地域の暮らしが存在していた。そして、ちょうど下笠・松原ダムに挟まれる形になったのが、熊本県阿蘇郡小国町の志屋部落・浅瀬部落・芋生野部落と大分県日田郡中津江村の蕨野部落である。これらの集落は、現在、下

釜ダムがある場所から下流に向って、志屋部落・浅瀬部落・芋生野部落の順に並んでいた⁶。これらの集落の、川と山に挟まれた限られた平地を使って、人々は米や麦や野菜の収穫を行って暮らしていた。

この地域の生活を知る上で、山林地主の存在を無視することはできない。小国や日田の山々では杉の造林が早い段階から行われ、「小国杉」や「日田杉」の産地として親しまれてきた歴史があり、水没地域の周辺にも見渡す限り杉山が広がっていた。それらの山は、ほとんどが山林地主所有の民有林であった。志屋部落および浅瀬部落には多くの耕地や山林を所有した大地主が暮らしており、特に、志屋部落には下釜ダム周辺の土地を所有していた山林地主らが多く暮らしていたため、ここは「資産家地区であり別格的な存在」であったと言われている（松原下釜ダムの記録編集会議編、1992：391）。山や耕地を持たない人々は、これら山林地主に雇われる形で仕事をしていたという。

このような繋がりを理解する上で役立つのが、『松原下釜ダムの記録』に記された小竹部落⁷の状況である。小竹部落は、志屋部落から山を登っていった場所にあり、その生活のほとんどを志屋部落や浅瀬部落に依存していた。それは、例えば、「小竹地区は田・畑あわせて自作地が一町歩あまりしかない地区であり、狭い耕地しか持たないためか2～3代前から人口が増えるにしたがって生活が困難になってきたので、義務教育が終わると志屋地区の大地主の処に作男や女中として住み込み働」いていたという記述（同上：372）や、小竹地区の「周囲の山林、原野、耕地などはことごとく他人の所有地で専業農業により生活を

⁶ これらの集落は、それぞれ1～2kmほど離れたところにあった。津江川を挟んで志屋部落と浅瀬部落の間に位置するのが蕨野部落である。熊本県側の芋生野から志屋までは、1916（大正5）年に開通した県道が通っており、また、蕨野部落をふくめたこの地域の人々は皆、志屋部落にある志屋小学校に通っていたこともあって、互に良く知り合った関係にあった。津江川を下った先にある日田との交流も盛んで、志屋・浅瀬・芋生野の3つの部落は熊本県に属するとはいえ、背後の山を越えた先にある小国町の中心部よりも、大分県とのつながりが深く、生活必需品の多くも日田より求めているという。

⁷ 下釜・松原ダム建設の際には、志屋部落の水没により生活が成り行かなくなるとして、少数残存者補償が適用されている。

支えていくということは不可能で有り、したがって志屋、浅瀬地区の地主のもとに山林労務者として、あるいは農業労務者として働きに行くのが常であり、そして小竹地区の人達が志屋、浅瀬両地区から得る収入は、全収入の60～70%、平均70%にも達している」(同上：372)という記述に明らかである。松下(1989)には、ダム建設後も小竹部落に住み続けた人物に関する記述があり、その人物は親の代から室原家の山林の差配を務めとしていたという(松下、1989：201)。このような、山持ちに雇われての暮らしは小竹部落に限った話ではなく、この地域に暮らす多くの人々は「半林半農」で生計を立てており、農閑期の山の日稼ぎは、彼らの重要な収入源であった。

この地域で行われた「山の仕事」とは、具体的には、苗木を育てる仕事、木を植える仕事、下刈りの仕事、枝打ちの仕事など、さまざまであった⁸。このような山を使つての暮らしについて、水没移転者の一人は、「私は中学校卒業と同時に山仕事に入りました。周りの色々な人に助けられ、……一緒に杉を切り皮を剥ぎ、時には杉苗を仕立て根ざらいをする。どんな仕事でも皆で力を合わせてやった。地元の仕事だけでは足りず、中津江・前津江・大山と色んな所に夜具を持って泊まりがけの仕事もやった。」(蓬萊団地自治会編、2015：26)と振り返っている⁹。

山林から伐り出した木材を、日田の製材所まで運ぶ仕事もまた、この地域の人々の重要な収入源であった。筑後川の日田より下流では材木は筏に組んで流されたが、日田より上流では、筏に組まれることはなく、1本1本流していた。これを「木流し」あるいは「管流し」ともいい、その1本の丸太の上に木流しの職人が乗って、川を下っていたのである¹⁰。下釜・松原ダムの舞台である津

⁸ これらの山の仕事については、志屋・浅瀬・芋生野部落の隣にある中津江村の『中津江村誌』や大山町の『大山町誌』に詳しい記録が残されている。

⁹ また、水没以前、この地域で山の仕事に従事していた住民の一人は、「山で働けば3食つき日給350円ですたい。仕事も一年中ありますけん、こげんよかとこはなかです」と述べている(「デモクラシーさん 日本の社会② 湖底に沈む“金の木”」読売新聞、1960年9月28日)。

¹⁰ 木流しの職人は「キヤドン」と呼ばれていた。

江川やその下流の大山川は、この「木流し」の歴史をもっており、川は長らく人々の仕事場として存在していた。この「木流し」の仕事もまた、農閑期の副業であった¹¹。

このように、筑後川上流の山村地域では周囲の山や川を使った暮らしが営まれていた。この地域の山や川は、まさに人々の生活の基盤として存在していたのである。側に大きな川が流れ、そして背後には山が迫っているという地理的条件は、上空から、あるいは対岸から見ると、窮屈な暮らしのように感じられる。しかしながら、『望郷の誌』には、「そんなに山の中とは気にした事もなかった」という言葉が記されているのである（同上：46）。彼らの暮らしは津江川や山や田畑といった周囲の空間と一体となって存在しており、そこには、人々が長い年月をかけてつくり上げてきた、生活の空間が存在していたのである。

3. 下笠・松原ダムの建設と地域社会の意味変容

ダム建設のはじまり

1953年6月26日、西日本地域を襲った豪雨により筑後川は氾濫する。前日から続いた激しい雨は降りやむことを知らずに、26日の朝方に猛烈な豪雨へと化していった。日田、浮羽、朝倉、久留米、大川といった筑後川流域では河川の氾濫が生じ、久留米市内では26日午前5時過ぎに瀬ノ下町で水位が9メートルを超え、合川町の堤防が決壊するなど、当時の久留米市の80パーセントが泥海となった。また、筑後川右岸の朝倉堤防の破堤は約600メートルに及び、「日本最大級の破堤」と呼ばれるほどであった。この洪水による筑後川流域内の被害は、死者数147人、負傷者4999人、流出半壊家屋1万2800万戸、被害総額450億円という甚大なものであった（筑後川まると博物館運営委員会編、2019：66）¹²。

¹¹『大山町誌』によると、大山川沿いには10組以上のキヤドンの組があり、それぞれ20人から30人ほどのキヤドンが一緒になって組を構成していた（同上：682）。どのくらいの木を流すのかというと、10人のグループでだいたい1,000本から1,500本くらいを流すという（渡辺・竹島、2007：55）。

この洪水の後、建設省九州地方建設局（九地建）は早速対策に乗り出し、翌年、ダム建設の調査が開始される。この時、最初にダム地点とされたのは大山村の久世畑地点であった。しかし、地質上の理由からダム建設が難しいことが判明し、代わってあらわれたのが、本研究の対象である、下笠・松原ダムのふたつのダムの組み合わせ構想であった。

1957年2月、「筑後川治水基本計画」¹³が策定され、同年8月にはダム地点として下笠・松原地点が決定される。下笠・松原ダムの建設により水没を迫られたのは、熊本県小国町、大分県中津江村、大山村、栄村、上津江村の一町四カ村に及んだ¹⁴。

後にダム工事事務所長に就任する副島健は、ダム建設予定地が久世畑地点から下笠・松原地点へと遡っていったことについて、「28年（昭和一引用者）当

¹² 後に下笠・松原ダムが建設される地域においても被害が生じた。志屋部落では家が1軒流失し、津江川に面した水田に土砂が流れ込み、あるいは水田の石垣が崩壊するなどの被害があった。中津江村では14戸が流失し、これに全壊・半壊・床上浸水・床下浸水を合わせると、住宅の被害は70戸に及んだ。死者や負傷者はいなかったものの、1人が行方不明となった。水田の冠水・浸水、農地の埋没、橋の流失といった被害もあり、特に深刻だったのは道路が中断または不通となったこと、そして停電がしばらく続いたことであった。県道が不通となったことで村は孤立し、支援物資はヘリコプターで運ばれたという（中津江村誌編集委員会編、1989：253-254・777）。また、大山村では死者1名、軽傷6名の人的被害が生じ、住宅の被害は280戸に及び（このうち流失した家屋は25戸）、田植え直後の水田が満水だったこともあり、耕地の流失、埋没、浸水、冠水などの被害は深刻であった。その他、道路・橋梁・堤防・水路などの決壊が生じ、町誌にはこの時の状況について、「日田地域は「水魔の孤島」と化した」と記されている（大山町誌編集委員会編、1995：300-303）。後に大山町長となる矢幡治美はこの時の様子について、「川がはらんしたなんてものじゃない。村全体が川になったと言ったほうがいいでしょう。橋という橋はみんな消えてしまう。家は、まったくそのままの姿で下流へと持っていかれる。幸い、村の人たちはいち早く高い所に避難していたのですが、家も畑もすべて流れていくのをぼう然と見送るばかりでした。」（矢幡、1989：102-103）と想起している。

¹³ この計画は、1953年の筑後川水害における日田市長谷地点（大分県と福岡県の境）の流量を毎秒8,500m³とし、この流量を対象に洪水調節をしようというものである。具体的には、このうち毎秒6,000m³を下流の河道改修などによって対処し、残りの毎秒2,500m³を上流ダム群（下笠・松原ダム）によって調節しようとするものである。その規模については、下笠ダムは、高さ98m、流域面積185km²、総貯水容量5,930万m³のアーチ式コンクリートダムであり、松原ダムは、高さ83m、流域面積491km²、総貯水容量5,460万m³の重力式コンクリートダムである。

時は、建設省が作ったダムはみんな水害を契機にして全国に作られています。よ
 そも大抵水害が起こった。そして、その水害防除のダムというのが、陳情な
 り、あるいはどこかの請願なりで取り上げられれば、3年位でみんな着工して
 いるわけですね。そういう雰囲気の中で、筑後川は28年に水害が出た。そこ
 で水害防除のダムを早くつくらねばならぬということで、久世畑地点にとりか
 かったが、これは途中でいろいろの事情からだめだというようなことで、非常
 に筑後川だけが起きて、延び延びになってきたということで、充分調査は済
 んでいないけれど、とにかく早くダムを特定せんことには、大蔵省は予算もつ
 けてくれないし、水害の防除もおぼつかなくなるというようなことで、走り出
 しながら、パッと下釜へうつっていかざるをえなかった、というようなことじゃ
 ないかと思うんです」(下釜・松原ダム問題研究会編、1972: 438-439)と振り
 返り、久世畑地点が中止になった理由について、「一つのダムだけで洪水調節は
 可能だが水没物件があまりにも多く集中的である(大山町の大半が水没する)。
 また地質的には河床基礎岩盤の一部に不安があった。従って水没が集中せず(五
 ケ町村に分散される)地質もより良好と思われた松原・下釜地点へとさかのぼっ
 ていった。」(同上: 598)と述べ、当時の水没住民の心境について、「『我々の
 住むところは猿が住むとも思っているのか馬鹿にするな』という松原・下釜
 の水没住民の素朴な感情は「守れ墳墓の地」のスローガンとなっていった」(同
 上: 598)と想起している。

1957年8月17日、小国町水没予定地の志屋部落にある志屋小学校でダム建
 設に関する説明会が開催された。ここで部落の人々は反対の意思を決め、その
 翌月には、“建設省及びその関係者面会謝絶”の木札が志屋・浅瀬・芋生野・蔵
 野部落の家々の戸口に貼り出されることとなったのであった。

¹⁴ 下釜・松原ダムによる水没町村の詳細については巻末の別表②を参照。このうち、芋
 生野部落の戸数は『望郷の誌』では9戸となっており、『中津江村誌』に掲載された
 地図においては下鶴の位置は中津江村に属しているが、本稿ではすべて『公共事業と
 基本的人権』(175-176頁)に書かれたデータに統一している。町村の名称についても
 同書に則る。

地域社会の意味変容①—開発対象という新たな意味の付与

1959年5月13日、九地建作業員は志屋部落の奥にあるダム建設予定地において、土地収用法11条に基づく事業の準備のための立入権、土地収用法14条に基づく障害物の伐除及び試掘試すい権を根拠に、測量等支障立木の伐採を実施する¹⁵。伐採が行われたその場所は、「地元民が手塩にかけて育ててきた日田杉の一斉樹林地帯」（下笠・松原ダム問題研究会編、1972：40）であり、この時「障害物」として伐採された木々の中には、約30年生の杉およそ250本が含まれていた（同上：128）。このときの伐採により、「美林地帯」として名をはせた地域の山の一角は切り崩される。先祖代々受けつがれてきた生活空間が、ダム建設目的のための空間へと変貌しはじめたのであった。

一方で、それを見た地域の人々は、伐採に気づいたその時から、伐採によって切り拓かれた場所に座り込む。翌日、作業に來た九地建の職員は、その場所に立入ることを諦めざるを得ず、その日の地元民の様子を次のように記録するのである。

5月20日午前6時ごろ70人あまりの地区民が手に手に“ダム反対”と記した赤に白の染め抜き小旗をもち、タスキをかけて集合、タイコ3個を打ちならし、奇声バ声を発するため作業ができない。さらに様子をみていると相手方は伐採したスギの枝を燃やし、穴の中のタヌキをいぶすように煙を立ててわれわれを追い出しに出てきた。他の60人くらいはタイコをたたき氣勢をあげ、映画に出るインディアンの襲撃を思い出させるような状況だった。（中略ママ）10時10分、險悪なものと伐採の目的をほぼ達していたので引き揚げる。“建設省帰るのか”“建設省やりきらんのか”の声あり（後略ママ）（読売新聞、1960年10月1日¹⁶）

¹⁵ 説明会が行われてから伐採までの期間における詳細な出来事については、下笠・松原ダム問題研究会編（1972）、松下（1989）を参照されたい。

¹⁶ 「デモクラシーさん 日本の社会④ 三度目の“無礼もの”」（読売新聞、1960年10月1日）に記載された九地建の記録を引用。

これ以降、その場所には、地元住民の手によって、見張小屋、集会所、渡り廊下などが続々と作られていった。彼らにとってのその場所は、津江川一帯に存在した地域社会の生活の基盤としての意味を持っており、山林地主の土地であると同時に、彼らが山の仕事に立ち入った場所であった。30年生の杉が植林されたその場所は、彼らの生まれるずっと前から、そこに暮らした人々の手で守られ、代々維持されてきた場所でもあったのである。「生活の場」としてのその場所の意味や、その重要性は、当時の新聞記事に掲載された地元民の発言からも明らかである¹⁷。

では、一方の起業者側にとってはどうであっただろうか。起業者である建設省あるいは九地建の職員らの目にはその場所は一体どのように映っていたのだろうか。

立ち入りの翌年、1960年2月4日に、国（九地建）は室原氏らを相手に試掘等妨害排除の仮処分命令申請事件を提起するのであるが、その申請書にあらわれるその場所は全く異なる意味をもっていた。申請書には次のように書かれているのであった。

下笠地点は地質良好、地形は兩岸相迫り、曲型的なV字谷をなし、ダム建設の絶好の地点であって、建設費の低廉な（重力式の2分の1）アーチ式ダムの建設が可能である。（下笠・松原ダム問題研究会編、1972：192）

¹⁷ 例えば、室原知幸氏の「ダムの必要なこと、国策だということはわかる。だがここにダムは造らせない。なぜならソコに故郷があるからだ。」（「水は狙っている 墳墓の地、ダムと対立」西日本新聞、1959年6月13日）という言葉や、当時の志屋部落長の「話し合いをすれば、けっきょく補償金をもらって、ダム建設を認めることとなる。たとえどんな多額の金を出されても土地を捨てることができないというのが部落民全体の意見で、話し合いには応じられない」（「松原、下笠両ダム工事反対問題両者の言い分」西日本新聞、1959年6月14日）という言葉、あるいは地元民のひとりの「子供のころから育って来た山を離れては食べて行く方法を知らない」（「筑後川のダム騒ぎ（下）“一切は室原さんに”杉一すじに生きる怒り」朝日新聞、1959年10月4日）という言葉からは、地元民にとって、その場所が暮らしの場として重要な意味を有していたことが分かるのである。

この申請書に書かれた言葉からは、地元民にとってのその場所と、起業者にとってのその場所は、全く異なる意味を有していたことが分かる。蜂ノ巣城が築かれたその場所は、起業者にとっては絶好のダム建設地点であり、そこには新たに「ダム建設予定地」としての意味が与えられていった。地元民の「生活の場」としてのその場所は、起業者である国により、「ダム建設予定地」として、一方的に「再定義」されていったのである。そして、このふたつの場所の意味は、互いに共存不可能なものとして、真っ向から対立することとなった。

このように、土地収用法 11 条及び 14 条の適用を契機として、両者の間では、場所の意味を巡る対立が始まっていった。この時に生じた「蜂ノ巣城」の出現は、その場所を巡るふたつの意味の対立、すなわち、「生活の場」としての意味と、「ダム建設予定地」としての意味の対立を可視化する出来事でもあったのである。

地域社会の意味変容②—法的空間の展開と地域社会の「権利化」

ダム建設の目的を達成するための空間整備の過程において、土地収用法 11 条及び 14 条の適用の次に出てきたのは河川予定地制限令であった。下笠ダム建設予定地に着々と進んでいく小屋の増築に業を煮やした九地建は、河川予定地制限令の適用により、津江川一帯のダム湛水予定線下全域を「新たに河川となるべき区域」に指定することを決める。

なぜ、わざわざ河川予定地制限令を適用するに至ったのか。そこには次のような理由がある。まず、土地収用法 11 条の立ち入りに基づく同法 14 条の「障害物」の対象となりうるのは、「障害となる植物若しくはかき、さく等」(14 条 1 項)であり、この権限では蜂ノ巣城の建築物を撤去することができない。加えて、これらの建物がいまだ河川敷地内にないことから河川法 22 条および 52 条の更生命令によって建物を取り除くことも難しい。だが、ダム建設のためには何としてでも蜂ノ巣城に作られていく「妨害建物」を除去しなければならない。このような状況を打開するために用いられたのが、この河川予定地制限令であったのである。この適用により、起業者である九地建は、標高 338 メートル

ルの水没予定線下を、制限令の適用ある地域として告示し、そこに作られていく一切の構築物を「違反物件」として河川法に基づいて取り除く権限を手にするのである。

ここで、河川予定地制限令の適用が、生活空間の意味変容においてどのような意味をもっていたのかについて考察していく。

この法令の適用により、河川予定地の告示による区域内に生活する住民は、区域内における工作物の新築・改築・除去等を行うに際して県知事の許可を要することとなり、その行動には大きな制限が加えられる。これは、彼らが生活してきた空間の性質が変容したことを意味しているといえるだろう。自由に利用できた集落の土地の利用は制限され、家を建てることも、道をつくるのも、学校を改修することも、自分たちの判断で行うことができなくなるのである。地域社会は、そこに暮らす人々の手によって築かれた生活の空間であったはずが、河川予定地制限令の適用は、人々がその場所に対して、彼らの判断で手を加えることを制限するという、両者の一体性を切り離すような出来事であったのである。

この時、河川予定地制限令が適用されたのはダム反対の地域だけに留まらず、条件付賛成の立場であった対岸の中津江村にも適用された。土地利用が制限されることについて、当時の中津江村長であった児塔務は参議院建設委員会の参考人質疑（1960年3月8日）において、「今、初めから協力的であった私の村にも河川予定地制限令が去る2月16日付官報で告示されております。土地収用法に基づく事業認定申請書が九州地建から建設大臣へ出されておまして、これの認定がありますと水没者はさらに自由を制限されます。」と述べたうえで、次のように訴えているのであった。

村におきましても公表になったダム建設計画を信頼して、当然2年前に改築さるべき水没地域の危険小学校舎の移転改築ができず、ダムが延期されるとなれば補強工事の必要も迫られておりますし、また農村振興計画も行き悩みの状態であります。個個の水没者につきましては、住まいの修理、店舗の

改修等も差し控えている状態であります。……建設省として……あの下笠ダム・サイトの収用ができぬというようなことならば、早くまあダム建設はやめてもらって、私の方にも安心させるようなことになっていただきますれば、私の方は貧弱村ではありますけれども、起債なりあるいは補助をいただきまして早く学校を建て、学校の建築にも計画をしなければならぬというようなことでありまして、今日まで私の考えといたしましては、このままでおりますればいつまで不安の日が続くのかというような非常な心配があるのであります¹⁸。

このように、河川予定地制限令の適用により、暮らしの場であったはずの地域社会は、開発目的以外での利用が制限される場所へと変わっていった。それは、人々が当たり前に行ってきた周囲の山や川や田畑を利用した生活を困難にし、両者の密接な結びつきを断ち切るためのものであった。彼らは生活する場所に対して働きかける力を失うのであり、それはまた、人々と場所との関係を疎遠なものとし、生活空間としてのその場所の意味を弱体化させ、開発目的のための空間へと作りかえる手段のひとつでもあったのである。だが、地域社会の意味を変容させるという点において、さらに強力な手段となったのが、地域住民の有する土地への権利を奪う力を有する土地収用法の適用であった。

先に、土地収用法 11 条と 14 条に基づく立入りが実施されるとともに、このときの立木伐採が、地元民による「蜂ノ巣城」築城のきっかけとなったことを述べてきた。だが、この二つの規定はあくまで「事業の準備」のためのものであり、土地所有権が絶対的な権利として地域の地主らに属する状態は変わらない。河川予定地制限令が適用されたとしても、それはダム建設に必要な建設予定地の権利の取得を可能とするものではなく、所有権が揺らぐことはない。つ

¹⁸ ちょうどこの時期、ダム建設の進め方に不満をもった中津江村の水没者らが水没者大会を開催し(1960年2月28日)、建設省の出先機関を信頼せず、過去における協議または了承せる一切の事項を白紙に還元する等、3項目にわたる決議を行っており、その決議の第2項には「河川予定地制限令の即時撤廃」の要求が盛り込まれていたのであった(松原下笠ダムの記録編集会議編、1992:325-326)。

まり、その場所は依然として、ダム建設のための場所ではなく、地域社会の暮らしの場として存在しうるのである。この状態が揺らぎ始めるのは、土地収用法 16 条の「事業の認定」がなされてからであり、これ以降、起業者による所有権取得のための収用の手続きが一気に本格化していくのである。

1959 年 9 月 2 日、九地建は建設大臣に対して事業の認定を申請する。ここに申請された事業こそ、「筑後川総合開発に伴う松原・下笠ダム建設事業及びこれに伴う附帯事業」であった。申請書の内容は次の通りである。

事業の認定を申請しようとする松原・下笠両ダムは、筑後川総合開発事業の一環として、国が建設するものであり、治水・発電を目的とした多目的ダムであります。

松原ダムは昭和 33 年、下笠ダムは昭和 34 年に予算化し、事業の本格的調査に着手してより……あらゆる機会を利用して説明し、説得し、事態の円満な解決をはかる努力を続けてきましたし、今後もその努力を怠るものではありませんが、ある一部の関係人はダム建設絶対反対の旗印の下に、あらゆる合法的手段をもって反対の行動をとり、用地買収は勿論調査測量に反対を示し、……またその外最近水没予定地に移転して、家屋を新築したり、或いは従来居住している者で家屋物件等を通常の維持管理程度以上に措置する者が増加していますので、これらに対する手段のためにも土地収用法による事業認定をうけるものである。(松原・下笠ダムの記録編集会議編、1992：94-95)

申請書に書かれた文章からは、ダム反対派の行動は「あらゆる合法的手段」をもって行われているため、土地収用法の「事業の準備」のための規定によってはそれらを撤去することも、立ち退きを求めることもできず、このままではダム建設のための調査も進まないことから、そうした絶対反対に対する手段のためにも事業認定の申請が急がれたことが分かる。土地収用法 11 条及び 14 条が適用されても、所有権は依然として反対派住民に属するのであり、「墳墓の地を守れ」をスローガンに掲げて自らの生活の場を守ろうと座り込む人々を排除

する権限など、九地建は持っていないのである。ところで、この「事業認定」とは、どのような効果を有するのだろうか。土地収用法 16 条の事業認定がなされると、起業者に「収用権」が設定される。これにより、事業に必要な土地の取得が確定的なものになるのである。

こうして、「合法的な」手段を駆使してダム建設絶対反対を叫んでいたその場所に、事業認定に基づく権利の強制取得のための手続きが進められていった。事業認定申請書には土地収用法 18 条 2 項に定められた意見書を添付しなければならないが、それが難しい場合、21 条の「関係行政機関の意見の聴取」をなす必要がある。1960 年 1 月 9 日の小国町議会では、ちょうど、この「土地収用法に基づく議案」が議題にあがっており、地元（志屋部落など）が「全国に例のない反対をしている」中で、町としてどのように回答するか話し合われている。この日の議事録には、志屋部落選出の議員による「地元は土地収用法にかけても最後まで反対するといっている」という発言や、あるいは町長の「地元も勉強してやっていて必ず勝つといっている」という発言が記録されている。そして、このような地元の態度を受けて、小国町は、建設大臣からの「土地収用法による事業認定申請に対する意見について（照会）」に対して、「企業地（ママ、起業地—引用者）は前例のない反対討争を継続中の土地であり住民の代表としては如何ともしがたい」旨を伝え、「地元の意思を尊重する」態度をとることを決めるのである。

ダム建設予定地の土地所有者および部落あげての絶対反対の動き、あるいは小国町の「地元の意思を尊重する」という態度を横目に、1960 年 4 月 19 日、建設省はついに事業認定の告示をなす。これにより、起業者である国（九地建）は下筈ダム建設事業に必要な土地を強制取得しうる権利を、その目的物は未だ不確定ながらも手にするのである。さらに、事業認定の告示からおよそ 2 週間後の 1960 年 5 月 2 日、熊本県知事による「土地細目の公告」がなされる。これにより、「収用権」の目的物が一応確定し、蜂ノ巣城が築かれたその場所は「収用予定地」へと変化するのである。

ここで、地域社会を「収用予定地」として把握していく手法がどのようなも

のであったかについて確認しておこう。基本的に、土地収用法とは、土地及び土地に関する物権の収用（強制取得）を定めたものであり、その対象となるのは個人の財産権である。ゆえに、土地収用法という法律を通して浮かび上がる「収用予定地」の空間とは、「土地細目公告申請書」に書かれているように、「収用予定地」の空間を、「地番・地目・土地所有者」のセットで把握することによって構築される世界であり、それはまた、所有権の束に細分化された世界でもある。では次に、このようにして認識される空間が、先に考察してきた生活空間としての地域社会とは全く異なるものであることについてさらに考察を加えていこう。

土地収用法が適用される以前、蜂ノ巣城が築かれたその場所は、「3人の地主の所有権」という個人の財産権として捉えうる部分と、財産権として捉えることのできない部分とが混在した場所であった。杉の木が植林されたその場所は、地主の山でありながら、長い年月をかけて地域の人々が山仕事に入り、育苗し、植林し、下刈りし、枝打ちし、育ててきた場所でもあり、山林地主でなくとも、自らの存在と一体となった場所であった。山の仕事は地域の人々の重要な収入源であり、蜂ノ巣城が築かれた山もまた、そのような地域社会の暮らしの基盤としての意味を担ってきたのであった。加えて、人々は日々の生活の必要を充たすためにも山を使っていた。杉を伐採したあとには焼畑がつくられ、地主にちょっと声をかければ誰でもその土地を自由に使うことができたのである。暮らしの基盤としてのその場所の意味は、このような地域社会の人々による土地利用の中から生み出されたものであり、そうした意味が付着したその場所は、「土地所有権」だけを切り離して考えることなどできない、地域の暮らしとの一体性を備えた場所であったのである。

しかしながら、ダム建設とともにやってきた土地収用法は、まったく異なる方法でその場所を認識していくのである。地域の人々の暮らしと一体となって存在していたその場所は、「収用予定地」として個人の土地所有権の束に細分化されていく。個人の財産権として「権利化しうる部分」と、生活実態として行われてきた、いわば法的な権利としては捉えられない「権利化しえない部分」

とが混在した地域社会の空間において、両者が明確に分離され、そのうち「権利化しうる部分」のみが収用の対象とされていく。この時に取り残されていく「権利化しえない部分」とは、人々が山に立ち入って仕事をしたり、生活の必要を充たしたり、あるいは焼畑をつくらせてもらったりといった、この地域の土地利用のあり方であり、それはまた地域社会の暮らしの実態でもあった。だが、そうした部分は土地収用法の収用の対象ではないのであり、法の世界にはあらわれない存在である。

元来、地域社会には、地主の土地所有権と人々の暮らしの実態とが一体となって存在していたはずが、それが「収用予定地」として把握されていく中で、強制取得の対象となる権利とそうでない部分が切り離されていくのである。この時、切り離されていく「暮らしの実態」は、無傷ではいられない。法の世界においては意味をなさないその部分は、将来、起業者が土地所有権を強制取得したその瞬間に消滅する運命にあるのである。志屋部落の小学校でダム建設の説明会がなされたあと、山の仕事で生活を立ててきた人々は、地主であった室原氏に対して「山林地主の室原さんたちは、山もあり、資産もあるから、まだいいだろうが、自分たち山子は、山林ですべての生活をささえてきている。一体ダムができたらどうなるだろうか」(下笠・松原ダム問題研究会編、1972:29)と訴えたというが、この懸念はまさに、ダム建設の過程で地域社会の権利化される部分とそうでない部分とが切り離され、地域社会での暮らしの実態が、権利化されないものとして切り捨てられることに対する懸念である。地域社会が「収用予定地」として把握されるということは、これらの懸念が現実のものとなることを意味していた。

地域社会の意味変容③—「権利」の変動と矛盾の展開

ここからは、土地収用法の展開において、生活空間の権利関係が変動し、場所を巡って対立していた地元民と起業者との立場が逆転していく過程について考察していく。

土地細目の公告により、蜂ノ巣城地点が「収用予定地」と化したことで、地

地域の地主らが有していた土地所有権は制限付きのものへと変わっていった。土地収用法 34 条 1 項は、土地細目の公告以降の土地の形質変更については都道府県知事の許可を受けなければならないことを規定している。地域社会の暮らしの実態から切り離され、絶対的なものとして浮かび上がったはずの土地所有権もまた、法の規定において制限されたものへと変わっていったのである。

さきほど引用した小国町議会の議事録において、土地収用法がこようとなりがこようと「必ず勝つ」と言っていた地元志屋部落の態度は、おそらく地域の地主らが有する所有権の絶対性に全幅の信頼を寄せてのものであっただろう。土地所有権が自分たちの側にあったからこそ、彼らはそこに蜂ノ巣城という地域社会の存続をかけた抵抗の拠点を築き上げたのである。しかしながら、絶対性を誇るはずの所有権は、事業認定以降の土地収用法の展開の中で、次第に力を弱めていった。

1953 年の筑後川大洪水のあと、紅白の測量ポールや 3 本足のトランシットをかついだ建設省の作業員がちらほらと立ち入り始めた。最初は「ご苦労さん」と声をかけていた地域の人々も、川ばかりでなく斜面にもあがってくる、山の畑にも入ってくる、しまいには収穫前の稲を踏み荒らす彼らに対して「なんだ！ぬしどんは」と、かける言葉も荒くなる¹⁹。「ダムの調査」であることを十分に明らかにしないまま、コツコツと調査をすすめたり、説明会の後、土地収用法 11 条および 14 条に基づく事業準備のための立入りで、部落の人々が育ててきた杉の植林を伐採する。こうした事態は、地域社会の安定した暮らしに対する「妨害」以外の何物でもないだろう。たとえ 14 条に「障害物の伐除」の規定があったとしても、部落の人々にとって、それは大切な杉の木で、「障害物」と言われる筋合いはない。「下笠・松原ダム建設絶対反対」を必死に叫び、周囲にデモ行進をしかけ、部落中に「ダム反対」の看板をたて、地域の空間丸ごとをつかって反対の意思表示をしていたにもかかわらず、実行された土地収用法 11 条および 14 条に基づく事業の準備のための立入り及び障害物の伐除は、地域社

¹⁹「デモクラシーさん 日本の社会③ 五本の二級酒から」読売新聞、1960 年 9 月 30 日

会の暮らしに対する挑戦であり、そこに14条1項の追加申請および追加許可における土地所有権侵害の可能性も相まって²⁰、彼らは蜂ノ巣城において強力に反対の狼煙をあげたのである。

ところが、事業認定がなされて以降、気づけばその立場は逆転していく。妨害者であったはずの起業者が、収用権を有する「収用者」となり、そこに立て籠もる住民こそがダム建設の「妨害者」となるという事態が生じる。以前は「合法的」な抵抗とされていたものが、事業認定をきっかけに、違法な行為で罰則の対象へと変わっていったのである。

²⁰ 土地収用法14条1項の試掘試錐の許可は1959年4月9日になされており、5月13日の立木伐採はこれに基づいて行われている。しかしながら、その後、地元住民がそこに座り込んだことにより、「伐採すべき障害物」が許可を得た時の内容と異なる状況が生まれた。そのため、九地建は「その後（許可後）設置された障害物および今後設置される障害物一切について伐除可能なように許可いただきたく、」熊本県知事に対して追加申請をなしている（1959年6月13日）。熊本県知事はその翌月（7月18日）に追加許可をなすのである。ところが、この追加許可は、土地所有者に意見を述べる機会を与えないままに行われたものであった。これについて、室原氏は「試掘等許可処分の無効確認請求事件」を提起しており、そこで、追加許可は「単に訂正手続きによっては行う事ができないものであるから、所定の手続きによって行うべきところ、その手続き殊に障害物すなわち、土地の所有者の意見を述べる機会を与えなければならないのに、これを全く欠いているので形式上、追加許可は違法たるを免れない」と述べている。さらに、小屋、見張所、柵および旗など「障害物一切」を伐除可能なように許可したことについて、「14条1項にいう障害物は、障碍となる植物もしくは、かき、さく等と例示してあるごとく軽微な必要最小限度のものを指称するものであり、地上に存在するものすべてをいうものではない。」それにも拘らず、「あなたも試掘地域内にある物件はすべて伐除可能なごとき許可をなした事は、私有財産の不当な侵害であって許されないものといわなければならない。」「伐採すべき立木の存在範囲をも限定せず、かように粗雑な許可をなす事は、それ自体許可の意味を失っており、被申請人九州地方建設局長は、同地域内の地上物につき無制限な行動を許された事となるのであって、違法の処分たる事明瞭である」と主張している。一方、追加許可をなした熊本県知事は、反駁の意見書を出しており、「本件追加許可の手続きにおいて申請人等に意見を述べる機会を与えなかった瑕疵のあることは、あえて争わない。しかしながらこの瑕疵は、許可処分を無効ならしめる程重大なものではない。」「伐採すべき障害物を特定すべきであるとしても、これが特定の方法としては地域内の樹木等の障害物を一々個々の明示する必要はなく、対象とする障害物の範囲が自ら特定されうる基準を示すことによって、これを特定することは当然許されるべきである」等を主張したのである。熊本地裁で室原氏らの訴えは却下され、続く福岡高裁でも控訴棄却がなされた（下笠・松原ダム問題研究会編、1972、196-202・901）。

このような、地域社会の意味や自らの置かれた立場が変容していくという事態は、起業者側から持ちかけられる補償の話ではもはや解決不可能な問題であった。また、室原氏の提起した事業認定無効確認訴訟は、まさにこの土地収用制度の要ともいえる「事業認定」に対する異議を唱えたものであったため、この判決の結果が出ない限り、蜂ノ巣城建設地点は、一方の地域の人々にとっては、「生活の場」であると同時に地域社会の存立をかけた抵抗の拠点であり、他方の九地建にとっては「ダム建設予定地」であり、土地収用法に基づく「収用権」が設定され、地元の人々によるこれ以上の小屋の建設も修繕も砦の強化も許されない場所という二重の意味を有していたのである。

このような状況の中、ダム建設のための空間整備は着実に進んでいった。地元民による抵抗が続く一方で、生活空間には、ダム建設のための新たな「権利」が次々と設定されていったのである。このような、生活空間と法的空間の乖離現象を明確に表しているのが、1960年の6月から7月にかけて実行された九地建による立入調査および代執行である。

この時、九地建は土地収用法 11 条に基づく事業準備のための立入権、土地収用法 14 条に基づく障害物伐除および試掘試すい権、土地収用法 35 条に基づく土地物件調査権、そして河川予定地制限令 3 条違反に基づく河川法 22 条の更生命令違反による行政代執行権を手には、蜂ノ巣城への立入りおよび代執行を試みた。この時の立入りおよび代執行は建設大臣の作業中止命令によってダム反対派が蜂ノ巣城を死守した形で終わるのであるが、これら一連の権利を並べると、ダム建設とともに展開していった土地収用法および河川予定地制限令の適用により、従来の生活の空間には存在していなかった、その地に暮らす人々にとって全く異質な「権利」が次々と設定されていったことが分かる。このように、ダム建設の過程において、生活の空間と法の空間とが明確に乖離していったのである。

場所の意味を巡る対立を繰り広げていた双方にとって、蜂ノ巣城が築城されたその場所は、代替不可能な性質を有するものであった。“ここ”での暮らしを望む地域の人々にとって代替不可能なその場所は、起業者側にとっては絶好の

ダム建設地であり、彼らはダムをつくるのは「下笠と松原以外にはない」と考えていたのである²¹。起業者の用いた土地収用法は、その具体的展開の中で、代替不可能な生活の空間に「下笠ダム建設予定地」という、ダム建設予定地としての代替不可能な意味を与えていくという形で作用していった。それはまさに、「代替性の無い特定の権利」に適用される²²という土地収用制度が抱える根源的矛盾が展開していく過程でもあったのである。こうした「代替不可能性」をめぐる闘いに決着を付け、地域社会から場所を奪う最後の一撃となったのが、「事業認定無効確認訴訟」の原告敗訴の判決であったのである。

1963年9月17日、事業認定無効確認訴訟の判決が言い渡され、室原氏らの訴えは否決された。これをきっかけに、収用委員会での収用裁決（1964年3月1日）、補償金の供託（1964年3月31日）、収用地の国有登記の完了（1964年4月6日）と、土地収用の手続きが次々と行われていき、起業者側の主張が現実の世界で勝利を収めていくのである。地域社会に入ってきた時点では生活空間を踏みにじる「妨害者」であったはずの彼らが、「収用権者」として法的正当性を獲得し、生活空間を守るために立ち上がった住民が今度は「妨害者」へと転落していくという逆転現象が司法の場でも是認されていった。土地収用制度に内在した代替不可能性をめぐる矛盾は、起業者の論理が勝利を収め、矛盾はそのままの形で現実世界を規定していくことになったのである。

判決以前、地元民による蜂ノ巣城に立て籠もっての抵抗が行われていた間も、その場所での暮らしは続いていた。九地建による立入調査および代執行は6月から7月であったから、前日に苗取りをして今日田植えという日に建設省がくるということで、取った苗を放ったらかして城詰めをした人もいた。九地建作業員と直接対峙したその日の夜に、砦から帰って田の草取りに励む者も少なかった。日稼ぎのために砦に行けない日も当然あったが、それでもその場所での生活を守るために、彼らは蜂ノ巣城に通い続けたのである。しかしながら、

²¹ 「“下笠と松原以外にはない” ダム建設で大臣が書簡」読売新聞、1961年2月21日

²² 「収用の目的物となるのは常に代替性の無い特定の権利であって不特定物に付いて収用が行はるることは観念上有り得ない」（美濃部、1963：12）

土地収用法による生活空間の「再定義」がなされる中で、その場所は下笠ダム建設のための場所となり、「生活の場」としての意味は弱体化していった。

対岸の中津江村では、いち早く試掘作業や補償基準案の作成作業が行われ、1962年10月10日には、九地建との間で補償基準の合意がなされた。これにより、ダム建設予定地一帯の地域社会の代替不可能性は、金銭的価値によって置き換えることのできるものへと変わっていく²³。地主にちょっと声をかければ杉の伐採後の焼畑でしいたけや茶やこんにゃくなどをつくることができた慣行は、「山林間作収益損失補償 150,000 円」に、ワラビ・ゼンマイ・茶・ゆず・かぼすなどの自然の天恵物は「天恵物補償 200,000 円（村内移転者は 100,000 円）」に換算され、そしてまた「生活立直し補償」という非合理的な名目で、1世帯当たり 100,000 円が支払われることが決まっていく。代替不可能であったはずのその場所は、金銭によって代替可能なものとなり、生活の空間から人々を切り離す論理が支配的地位を獲得していった。

中津江村の動きは早晩小国町にも及ぶ。ダム建設においてなされた法の適用は、地域社会を暮らしの空間から開発のための空間へと変えていき、「生活の場を守る」という抵抗が、補償の問題へと変容していかざるを得なくなる。こうした中で、地域社会の意味は「代替不可能なもの」から「代替可能なもの」へと転換し、「生活の場」から「ダム建設予定地」へと変容していった。「生活の場」を守るために蜂ノ巣城に立て籠もった人々は、気づけば守るべき「生活の場」を失っていった。蜂ノ巣城に立て籠もることは生活を守ることでもあったはずが、いつの間にか、そのような抵抗を続けることこそが生活を犠牲にする

²³ 中津江村で試掘作業が始まったのは、1960年4月16日であり、ハッパの音が鳴り響くその対岸では、蜂ノ巣城に立て籠もった反対派住民らが「やるならやれ」と大声で叫びながら、見張り小屋の増設を急ピッチで進めていたという（「対岸の試掘始まる」読売新聞、1960年4月16日）。また、同村では補償基準案の作成が早くから進められており、1962年9月26日には中津江村水没者大会で、補償基準案を全員一致で承認している（松原下笠ダムの記録編集会議編、1992：327-333）。そして、同年10月10日、中津江村長・大分県知事・九地建局長が補償基準妥結書の調印式をなしており、これについて新聞は「史上最高の補償 一億円の世帯も」と報じている（「中津江村まず調印 史上最高の補償 一億円の世帯も」毎日新聞、1962年10月11日）。

ことになっていったのである。このような過程を経て、人々は抵抗の基盤を失っていった。事業認定無効確認訴訟の判決は、このような事態を正当化したに過ぎない。

こうして、下笠・松原ダムは建設されていった。ダム建設の予備調査の段階から地域の人々が味わい続けてきた、何かが踏みにじられたような感覚や、自らが育ててきた山が切り崩されたことに対する憤りは、その後のダム建設の進展の中で抑え込まれていったのである。ダム工事により、地域社会の空間は外見的にも変貌を遂げていく。下笠・松原ダム問題研究会編(1972)は、変化していく下笠地点の様子について次のように記録するのであった。

下笠地点では、コンクリートバケットが高さ130メートルのケーブルを往復しながら、バッチャープラントから送られるダムコンクリートを次々に本体堰堤に積みあげてゆく。打ち込まれるコンクリートは、ダム本体工事現場の裏山にあたる原石山で採取した砂利を、ベルトコンベアーでダム本体すぐ上のバッチャープラントへ運搬し、特殊なダムセメントとまぜあわせて、バケット・クレーンへ運び込まれるのだが、これらはすべて、一貫した流れ工程で機械化されている。1日平均160回、バケットが、空中をゆきかうさまは、往時の蜂の巣城明渡の頃を知るものにとって、近代技術への驚異の念と緑深き山峡への思慕の情とを交錯させる。

野鳥の住みなれた津江川の杉の溪谷も、反対闘争のために築かれた蜂の巣城も、今はなく、それらが、白色セメントのブロック擁壁にとってかえられ、“現代の文明”が、この山あい建設されようとしている。

ダム地点はもちろん、その周辺の緑なす山々も、すっかり様相が変化した。工事用取付道路が延長50キロにわたって、20のトンネルをくぐり、23の橋をわたり、山の中腹を横切って、ダム周辺をかけめぐっている。現代科学の粋をあつめたダム建設の実体を、山村の住民は今や驚きと諦めのまなざしで見つめている。(下笠・松原ダム問題研究会編、1972:83)

以上、ダム建設の過程で生じた地域社会の意味変容について考察してきた。生活空間であったはずの地域社会は、ダム建設の過程でなされた空間の「権利化」および土地所有権の強制取得によって、開発のための空間へと変貌したのである。ダム建設の過程でなされた法の適用は、その場所を、暮らしの実態から乖離した法的権利の空間へと変えていき、現実を規定する威力を発揮していった。その中で、地域社会の「墳墓の地を守れ」をスローガンに掲げた抵抗は、その抵抗の基盤を失い、無力化し、その結果、下笠ダムの建設は実現していったのである。

4. おわりに

本稿で見てきたように、蜂ノ巣城闘争にあらわれたのは、ダム建設の具体化の中で、生活空間として存在した地域社会が開発対象へと化していくという意味変容の問題であった。人々の暮らしの実態から明らかとなる「地域社会」とは、そこに暮らす人々と、周囲に広がる山や川とが密接に結びついた生活の空間であった。そのような空間から「生活」の側面を切り離し、「開発対象」として一方的に再定義していったのが、起業者によって用いられる土地収用法をはじめとした法の適用であった。河川予定地制限令及び土地収用法の適用の中で、彼らが当然のように利用してきたその場所は、彼らが手を加えることのできない空間へと化していく。特に土地収用法の適用は、これまで地域住民が有していたその場所に対する土地所有権という近代的権利の上に、法に基づく新たな権利を設定するという強力なものであり、気づけばその場所は地域の人々の抵抗の拠点ではなくなっていった。このような過程を経て、この地域に存在した人々の暮らしの空間は消えていったのである。

最終的にその場所には、新たな空間が出現する。ダム建設によって生み出されたその空間は、発電用の水資源が貯められた「資源化」された空間であり、それはそこに暮らす人々が自由に利用できるものではなく、第三者によって操作される場所へと変貌する。加えて、ダム湖周辺の山々は国の所有地と化し、津江川は下笠・松原ダム区間として大臣直轄管理区間と化すなど、そこは国によっ

て管理される空間となるのである。かつて地域住民が有していた周囲の山への権利の消滅と同時に、この地域の暮らしの実態もまた消え去るのであり、人々の暮らしに利用されていた川は、その利用に許可が必要な、遠い存在へと変わるのである。このように、資源化され、新たな管理主体が設定され、人々にとって疎遠な空間へと化したその場所は、これから先、蜂ノ巣城闘争を支えたような、地元民の抵抗の拠点となることはないだろう。この闘争の敗北は、開発事業において生じる地域社会の抵抗の拠点の喪失という問題を提起すると同時に、地域社会がもはや場所を守る闘いの担い手とはなり得ないという事態が生じたことを意味しているのである。

開発事業に対する反対が生じて、生じなくても、その結果として現れる空間は、地域社会との関係が切り離され、開発のために「権利化」された空間である。それは、地域社会の重層的な土地利用関係といった暮らしの実態が削ぎ落とされた空間であり、そこに暮らす人々がその場所の利用を自分たちで決めることなど不可能な、地域の決定の外に存在する空間へと化すのである。このような、地域社会の直面する基盤の喪失の問題、すなわち場所からの疎外の問題は、自治や民主主義の問題へ行き着く。

すなわち、戦後、積極的に行われた開発事業は、地域社会の生活空間を開発対象へと変え、地域住民の決定権の及ばない空間を生み出したのではないだろうかという問題である。このような状況の中で、地域社会は自治や民主主義といった理念の担い手ではなくなっていくのではないだろうか。

宮本常一は『日常の思想』に収められた論考において、1960年頃を境として、かつての日本の農村にあった、自分の立っている場を基準として物を考える態度や、自分たちの生きる場（ムラ）を大切にしようという気持ちに変化し、村をよくするための行動が困難になったことを論じている（高嶋編、1970：52-66）。このような変化は、本稿で考察してきた開発事業による人々と場所との切り離し、あるいは地域社会の基盤の喪失という問題と無関係であると言えるだろうか。本稿で考察してきた開発事業がもたらす地域社会の基盤の喪失の問題を足場として、今後は、戦後の高度経済成長期に生じた地域社会の実態の変

容について研究を進めていきたい。

(参考文献)

- 天野礼子（2001）『ダムと日本』岩波書店
- 大山町誌編纂委員会編（1995）『大山町誌 虹を追って』大山町
- 大山町ダム対策室（1985）『大山町におけるダム建設の歴史』大山町
- 小国町議会会議録 1960 年 1 月 9 日
- 帯谷博明（2004）『ダム建設をめぐる環境運動と地域再生』昭和堂
- 梶原健嗣（2021）『近現代日本の河川行政』法律文化社
- 関西大学下笠・松原ダム総合学術調査団編（1983）『公共事業と人間の尊重』ぎょうせい
- 経済企画庁（1956）『昭和 31 年度 年次経済報告』
- 建設省九州地方建設局筑後川工事事務所編（1976）『筑後川五十年史』
- 澤宮優（2022）『暴れ川と生きる 筑後川流域の生活史』忘羊社
- 下笠・松原ダム水没志屋校区記念誌編集委員会（1985）『望郷の誌』穴井印刷
- 下笠・松原ダム問題研究会編（1972）『公共事業と基本的人権』帝国地方行政学会
- 陣内義人（1981）「筑後川―蜂ノ巣城事件と水資源開発」『ジュリスト増刊総合特集』23：152-155
- 高橋裕（1977）『あすの中津江を考える』山村振興調査会報告書、山村振興調査会
- 高橋裕（2008）『新版 河川工学』東京大学出版会
- （2012）『川と国土の危機 水害と社会』岩波書店
- 筑後川まるごと博物館運営委員会編（2019）『筑後川まるごと博物館一歩いて知る、自然・歴史・文化の 143 キロメートル』新評論
- 中津江村誌編集委員会編（1989）『中津江村誌』中津江村
- 中津江村議会会議録 1958 年 3 月 20 日
- 中俣均（2012）『国土空間と地域社会』朝倉書店
- 西山美瑛子（1978a）「ダム水没移転者の生活問題（Ⅰ）」『水利科学』22（2）：15-34
- 西山美瑛子（1978b）「ダム水没移転者の生活問題（Ⅱ）」『水利科学』22（3）：38-48
- （1978c）「ダム水没移転者の生活問題（Ⅲ）」『水利科学』22（4）：75-96
- 華山謙（1969）『補償の理論と現実』勁草書房
- 日田市民セミナー紫明庵編（2000）『筑後川水環境マップ第 4 号 [総集編]』日田市民

セミナー紫明庵

「日田の川原風景 写真集」作成実行委員会（2006）『水郷日田～川の記憶～』国土交通省九州地方整

備局筑後川河川事務所

蓬莱団地自治会編（2015）『下笠・松原ダム水没者 蓬莱団地移住 50 周年記念祭 記念誌』太陽印刷社

松下竜一（1989）『砦に拠る』筑摩書房

松原下笠ダムの記録編集会議編（1992）『松原下笠ダムの記録』建設省九州地方建設局筑後川ダム統合管理事務所

美濃部達吉（1963）『公用収用法原理』有斐閣

宮本憲一（1973）『地域開発はこれでよいか』岩波新書

宮本常一（1970）「生活から何が失われたか」高畠道敏編『戦後日本思想体系 14 日常の思想』筑摩書房、52-66

室原知幸（1960）『下笠ダム―蜂之巣城騒動日記』東京学風社

矢幡治美（1989）『種をまき、夢を追う』西日本新聞社

鎗水成春（2017）『小国の森林生い立ちと活用』鎗水成春

林業構造研究会編（1978）『日本経済と林業・山村問題』東京大学出版会

林野庁（1964）『昭和 39 年度林業白書』

渡辺音吉・竹島真理（2007）『筑後川を道として 日田の木流し、筏流し』不知火書房

（まつだ こゆき）

（2025 年 2 月 17 日受理）

【別表①】主な出来事

年	月日	出来事
1953 年	6 月 26 日	筑後川豪雨発生
1954 年	8 月 1 日	九州地方建設局日田調査出張所が設けられ、予備調査はじまる
1957 年	2 月	筑後川治水基本計画の策定
	8 月	下笠・松原両組合せダムを決定
1959 年	1 月 8 日	九地建局長名で、熊本県知事に対し、土地収用法（以下「法」という）11 条に基づき立入る旨を通知（第一次立入り通知）
	1 月 27 日	熊本県公報で立入公告 立入期間：1959 年 1 月 20 日～1960 年 3 月 31 日
	2 月 4 日	局長名で、知事あて、土地の試掘等の許可を申請（法 14 条）
	4 月 9 日	前記試掘等の許可申請に対する熊本県知事の許可
	5 月 13 日	法 14 条による伐採開始
	7 月 18 日	法 14 条の試掘等に伴う障害物の伐除について前記許可処分後設定された障害物件を追加する旨の許可
	8 月 21 日	河川予定地制限令の適用方を申請
	9 月 2 日	九地建局長から建設大臣あて事業認定の申請
1960 年	2 月 16 日	河川予定地制限令の適用区域告示
	3 月 29 日	熊本県知事へ、法 11 条による立入を通知（第二次立入通知） 立入期間：1960 年 4 月 1 日～9 月 30 日
	4 月 19 日	事業認定の告示
	5 月 2 日	土地細目の公告（熊本県告示 316 号）
	5 月 28 日	原告室原知幸外 2 名は、建設大臣を被告として東京地裁へ事業認定無効確認の訴えと同執行停止の申立をなす
	6 月～7 月	蜂ノ巣城への立入り実施（法 11 条、14 条、35 条および河川法 22 条違反）
1963 年	9 月 17 日	東京地裁の国勝訴の判決言渡
1964 年	3 月 1 日	収用委員会の裁決
	4 月 6 日	収用地の国有登記の完了
	6 月 23 日	九地建、蜂ノ巣城の代執行にとりかかる
1973 年	3 月	下笠・松原ダム完成

出典：下笠・松原ダム問題研究会編（1972）907-956 頁をもとに筆者作成。なお、両ダムの完成年に関しては国土交通省九州地方整備局の HP にある完成年度を参考。
<https://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/gaiyou/hashichisui/chhikugo/simo.html>
 （2025 年 2 月 14 日）

【別表②】下釜・松原ダム水没町村

都道府県	町村	部落	戸数	人数
熊本県	小国町	志屋	21	137
		浅瀬	16	101
		芋生野	7	46
		下鶴	16	106
		室原	4	4
大分県	大山村	貫見地区	57	351
	中津江村	蕨野	16	99
		下釜	11	60
		鳥築	10	51
		小村	13	56
		古室原	10	58
		池の山	18	106
		荒瀬	21	105
		迎田	23	100
		二又	7	19
		川辺	1	3
		栃原	50	50
		社宅（九電）	17	66
	上津江村	福島	3	3
		広瀬	11	11
	栄村	岩戸	20	80
合計			352	1,904

出典：下釜・松原ダム問題研究会編（1972）175-176頁をもとに筆者作成。